

令和6年1月10日（水）午前9時30分より、1月の大刀洗町農業委員会総会を大刀洗町役場2階協議会室にて開催した。

議題

- 議案第1号 農地法第5条の規定による許可申請について（県許可）
- 議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請について（県許可）
- 議案第3号 農地転用計画変更承認申請について
- 議案第4号 農地法第3条の規定による許可申請について（委員会許可）
- 議案第5号 農用地利用集積計画における所有権移転について（推進機構）
- 議案第6号 令和6年度大刀洗町農地利用集積計画（案）（6月分）について
- 議案第7号 あっせん申し出について
- 報告第1号 農地法第18条第6項の規定による通知の確認について
- 報告第2号 農地改良行為届について
- 報告第3号 公共事業に関する農地の一時利用届について
- その他

次回農業委員会開催期日 （予定）令和6年2月9日（金） 午前9時30分より

【出席委員】

1番 森田和範	2番 棚町泰	3番 平田信継	4番 實藤正敏
5番 白石和雄	6番 久保満	7番 井手国春	8番 矢野等司
9番 佐田敏弘	10番 樋口安子	11番 柳繁彰	
12番 秋吉馨	13番 花田由美子	14番 渡邊芳治	15番 山見良一
16番 黒岩末義	17番 平田利雄	18番 河野政之	19番 松本清美

事務局 矢永 孝治 辻 祐介 辻 清人

議長 柳 本日の議事録署名人は3番、4番の方をお願いします。

事務局 矢永 （付議事項の朗読）

付議事項 （議事録署名委員の指名3番、4番）

議案第1号 農地法第5条の規定による許可申請について（県許可）

●●氏より、農地の転用に伴う所有権移転の許可申請が農地法第5条の規定により提出されたので、別紙により付議する。

議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請について（県許可）

●●氏より、農地の転用に伴う許可申請が農地法第4条の規定により提出されたので、別紙により付議する。

議案第3号 農地転用計画変更承認申請について

議案第4号 農地法第3条の規定による許可申請について（委員会許可）

●●氏 外2名より、農地の所有権移転が農地法第3条の規定により

提出されたので、別紙により付議する。

議案第 5 号 農用地利用集積計画における所有権移転について

議案第 6 号 令和 6 年度大刀洗町農地利利用集積計画（案）（6 月分）について

議案第 7 号 あっせん申し出について

報告第 1 号 農地法第 18 条第 6 項の規定による通知の確認について

報告第 2 号 農地改良行為届について

報告第 3 号 公共事業に関する農地の一時利用届について

その他

議長 柳 それでは、議案第 1 号 1 番の案件になりますが、私が譲渡人となる案件のため、樋口委員に議長をお願いして私は退室させていただきます。

（柳委員退室）

議長 樋口 それでは、議案第 1 号 1 番の説明をお願いします。

<事務局 議案第 1 号 農地法第 5 条 1 番申請内容朗読及び説明>

事務局 辻 転用目的は自動車整備工場になります。

隣接地の自動車整備工場を敷地拡張し、車両検査のための建物を建てる計画です。

申請地は、農振農用地から除外されており、10ha 以上の広がりのある農地になりますので第 1 種農地判断となります。雨水は東側の既存の排水管から水路に放流する計画です。給水なし、汚水雑排水は発生しません。被害防除措置としてはコンクリートブロック 5 段を新設する計画です。資金計画、見積書等は確認しております。

議長 樋口 説明が終わりました。担当委員さん何かありますか。

16 番 黒岩委員 ぽつんと残された農地となっており、自分では問題ないかと思えます。

議長 樋口 皆さんから何かありませんか。なければ採決を採らせていただきます。許可相当と思われる方は挙手をお願いします。ありがとうございます。全員賛成で許可相当となりました。柳委員の入室をお願いします。

（柳委員入室）

議長 樋口 全員賛成で許可相当の判断となりました。議長をお戻しします。

議長 柳 ありがとうございます。それでは、議案第 2 号 1 番の説明をお願いします。

<事務局 議案第 2 号 農地法第 4 条 1 番申請内容朗読及び説明>

事務局 辻 転用目的は盛土と切土による農地改良になります。

20, 159㎡の集団の農地を種苗栽培されたいとのことで、前年取得されていましたが、高低差が激しい状態であるため、盛土と切土をし、耕作しやすくするための申請です。申請地は、農振農用地です。切土部分は現況から 20cm 低くし、盛土部分は現況から 25cm～80cm 高くする計画です。1 番南側の道路に接して

いる農地を進入路として利用する計画で、間の水路には橋掛けをするための行政財産使用許可が出ています。中央部分に申請地外となっている農地が2筆ありますが、こちらは所有者が亡くなっておりまだ相続ができていないため、賃貸借による利用権設定をされるそうです。雨水は自然流下により南側の水路に放流する計画です。給水なし、汚水雑排水は発生しません。被害防除措置は畦と法面です。資金計画、見積書等は確認しております。なお、水利承諾については条件付きでの承諾となっており、内容としましては①既設用水路において改修・補修が必要である部分を工事中に見つけたら、転用申請人は自費で改修・補修工事を行うこととする。②既設用水路に申請地の土砂が入らないように工事を行い、増設後に土砂が入った場合は、速やかに撤去すること。③近隣農地などに迷惑を及ぼした場合は、責任をもって解決すること。④用排水路の維持管理の時に、今まで通りに出入りを認めてもらうこと。以上となっております。

議長 柳 説明が終わりました。担当委員さん何かありますか。

1 番 森田委員 12月初めに行政書士が盛土をしたいという相談に来られました。申請地は元々水の流れもどう流れているのかははっきりと分からなくて、おそらく北側から田越しで流れていっているのではないかと思われるようなところ。区長や土木長にはよく確認をしてもらって下さいねという話をしていました。土木でこれだけ条件を付けられているのでいいのではないかと思います。

議長 柳 皆さんから何かありませんか。

18 番 河野委員 今回申請できなかったという農地は現在どのように利用されているんですか。

1 番 森田委員 今まで借りていた方は西側は植木を植えており、東側は米を作られていました。

18 番 河野委員 隣接者は同意されているそうですし、用排水路への影響も確認されているのであれば問題はないのかなと思います。

議長 柳 他に皆さんから何かありませんか。なければ採決を採らせていただきます。許可相当と思われる方は挙手をお願いします。ありがとうございます。全員賛成で許可相当となりました。

それでは、議案第3号1番の説明をお願いします。

<事務局 議案第3号 農地転用計画変更承認申請内容朗読及び説明>

事務局 辻 令和3年11月に許可されていた建売住宅の計画変更になります。転用目的を建売住宅から露天有料駐車場に変更されています。変更の理由としては、防火水槽設置の掘削工事に着手したところ、想定外の出水により、様々な対策を検討してみたものの、採算割れしてしまう状況になってしまったため、農地部分については、周辺の状況から需要の見込まれる有料駐車場に用途変更したいとのこと。宅地部分と一体で5棟の建売住宅を計画していましたが、農地部分は全て駐車場として利用し、宅地部分の2棟はそのまま建築する計画となっております。当初の計画での造成工事まで進んでいる状態のため、周囲にはL型擁壁が設置されております。

議長 柳 説明が終わりました。担当委員さん何かありますか。

17番 平田委員 色々工事をされていましたが、水が止まらないということで、埋め戻してそのままになっていた所です。駐車場になる分としては問題ないと思います。

議長 柳 皆さんから何かありませんか。なければ私から聞きたいのですが、ここは何で水が溢れてしまうんですか。

17番 平田委員 詳しくは分かりませんが、この辺一带は土地が低く、地下水が高いのではないかと
いう話は聞きます。

議長 柳 他に皆さんから何かありませんか。なければ採決を採らせていただきます。許可相当と思われる方は挙手をお願いします。ありがとうございます。全員賛成で許可相当となりました。

それでは、議案第4号1番の説明をお願いします。

<事務局 議案第4号1番 農地法第3条の申請内容朗読及び農地の説明>

事務局 辻 1番は田1筆13㎡、畑2筆104㎡の売買で234,000円です。

議長 柳 担当委員さん何かありますか。

6番 久保委員 特にありません。

議長 柳 皆さんから何かありませんか。それでは採決を採ります。申請どおり許可相当と思われる方は挙手をお願いします。ありがとうございます。全員賛成で許可相当となりました。

続きまして、議案第4号2番の説明をお願いします。

<事務局 議案第4号2番 農地法第3条の申請内容朗読及び農地の説明>

事務局 辻 畑1筆1,235㎡の売買で2,964,000円です。

議長 柳 担当委員さん何かありますか。

1番 森田委員 特にありません。

議長 柳 皆さんから何かありませんか。それでは採決を採ります。申請どおり許可相当と思われる方は挙手をお願いします。ありがとうございます。全員賛成で許可相当となりました。

続きまして、議案第4号3番の説明をお願いします。

<事務局 議案第4号3番 農地法第3条の申請内容朗読及び農地の説明>

事務局 辻 畑1筆1,297㎡の贈与です。

議長 柳 担当委員さん何かありますか。

4番 實藤委員 兄弟間の贈与で、申請者の自宅の隣の農地であり問題はありません。

議長 柳 皆さんから何かありませんか。それでは採決を採ります。申請どおり許可相当と思われる方は挙手をお願いします。ありがとうございます。全員賛成で許可相当となりました。

続きまして、議案第4号4番の説明をお願いします。

<事務局 議案第4号4番 農地法第3条の申請内容朗読及び農地の説明>

事務局 辻 畑1筆198㎡の売買で1,694,000円です。

議長 柳 担当委員さん何かありますか。

9番 佐田委員 空き家と一体となった農地で外国人さんが購入されます。現地を一緒に確認しております。農業の経験はあるそうです。

議長 柳 皆さんから何かありませんか。それでは採決を採ります。申請どおり許可相当と思われる方は挙手をお願いします。ありがとうございます。全員賛成で許可相当となりました。

続きまして、議案第5号の説明をお願いします。

<事務局 議案第5号 農用地利用集積計画における所有権移転申請内容朗読及び農地の説明>

事務局 辻 1番については田1筆5,623㎡の売買で3,699,941円になります。

2番については田1筆1,596㎡の売買で526,380円になります。

3番については田2筆5,678㎡の売買で5,565,120円になります。

議長 柳 説明が終わりました。皆さんから何かありませんか。それでは委員さんに質問します。申請どおり許可相当と思われる方は挙手をお願いします。ありがとうございます。全員賛成で許可相当となりました。

続きまして、議案第6号の説明をお願いします。

<事務局 議案第6号 令和6年度大刀洗町農地利用集積計画(案)(6月分)について説明>

事務局 辻 基盤強化法による6月1日開始の利用権設定になります。表の見方については、

「k」が期間借地、「n」が新規、「r」が再設定、数字が年数になります。ご自身の担当地区の農地についてはよく確認していただけるようお願いいたします。

議長 柳 説明が終わりました。皆さんから何かありませんか。それでは委員さんに質問します。申請どおり許可相当と思われる方は挙手をお願いします。ありがとうございます。全員賛成で許可相当となりました。

続きまして、議案第7号の説明をお願いします。

<事務局 議案第7号 あっせん申し出の申請内容朗読及び農地の説明>

事務局 辻 1番については795㎡の田1筆の売買希望です。

議長 柳 説明が終わりました。皆さんから何かありませんか。あっせん委員は黒岩委員と久保委員の2名をお願いします。

続きまして、関連する案件となりますので2番～3番の説明をお願いします。

事務局 辻 2番については1,167㎡の田1筆の売買希望です。

3番については297㎡の田1筆の売買希望です。こちらは無償でも構わないとの

ことです。

議長 柳 説明が終わりました。皆さんから何かありませんか。あっせん委員は秋吉委員と花田委員の2名をお願いします。
続きまして、報告第1号の説明をお願いします。

<事務局 報告第1号 農地法第18条第6項の規定による通知の確認について説明>

議長 柳 以上のように解約があつておりますので、担当委員はそれぞれ確認をお願いします。
続きまして、報告第2号の説明をお願いします。

<事務局 報告第2号 農地改良行為届について説明>

事務局 辻 1番は調節池の表土を利用し795㎡の田を95cm盛土する改良行為の届出です。
2番は調節池の表土を利用し463㎡の畑を35cm盛土する改良行為の届出です。
3番は調節池の表土を利用し276㎡の畑を80cm盛土する改良行為の届出です。
4番は調節池の表土を利用し341㎡の田を80cm盛土する改良行為の届出です。
議長 柳 続きまして、報告第3号の説明をお願いします。

<事務局 報告第3号 公共事業に関する農地の一時利用届について説明>

事務局 辻 町のため池の浚渫工事により、2,992㎡の田を浚渫土仮置場として一時利用するための届出です。
議長 柳 それではこれで全ての議事の審議を終わります。